時事新報特派員

天皇陛下は本月十三日を以て大本營を廣嶋に進めさせ給へり今後同地は戰報の中心點たるべきを以て御發輦の前夜本社は

特派員　足立莊氏

を同地に派遣したり又過般來朝鮮には京城に石川信氏あり北進の我軍には間利子八五郎、杉幾太郎、高見龜の三氏隨行し戰鬪の實況を報道するに於て遺憾なかるべしと雖も本社は尙ほ之を以て滿足する能はず更に

戰況畫報隊

を組織派遣したり畫報隊は三人より成立ち淺井忠、安西直藏、淺井魁一の三氏にして淺井忠氏は本社十二箇月附錄の初筆を染めたる有名の畫家、安西氏も近來畫學に志して深く此道を極め且つ寫眞の術にも通ず淺井魁一氏は寫眞の技に長じ專ら實況の撮影を擔任す斯る人々より組織したる本社の戰況畫報隊は數日前既に滿韓の地に上りたれば新橋の戰況報道は文章と繪畫と相待つて大に讀者を滿足せしむべきを期す

本社に於ける本社の部署斯の如く之に加ふるに馬關は山崎知遠氏報道の一集點に在りて內外の要報を蒐集す日清交戰の事に關しては本社の報道、必ず世人を驚かすものあるを儲ず

以上所記の如くなれば本社特派員の所在地と其擔任事務を列記すれば左の如し

大本營所在地廣島　足立莊

馬關　山崎知遠

朝鮮京城　石川信

北進軍隨行　高見龜

北進軍隨行　間利子八五郎

北進軍隨行　杉幾太郎

戰況畫報隊

畫報擔任　淺井忠

畫報擔任　安西直藏

寫眞擔任　淺井魁一

時事新報

陸海の捷報

本月十六日平壤に於て陸軍の大捷と同時に海上に於ても海軍大勝利、敵の北洋艦隊の中にても屈指の堅艦數隻を沈沒せしめたる大快報は昨今兩度の號外を以て讀者に報道したる所なり聞く所に據れば彼の艦隊は夢しき援兵糧食を鴨綠江の邊に護送して滯なく送り屆けたる其歸途、我艦隊と衝突して斯る大敗北を取りたるものなる可しと云ふ思ふに右の援兵は疑もなく平壤の應援に赴かんとするものにして若し我陸軍の攻撃、時日を延引したりしならば敵軍は更に勢力を增したるゝならん我軍の精銳、敵の多寡は敢て意に介するに足らずと雖も兎に角に攻撃に多少の困難を加へたるゝならんに彼の援兵未だ到着せざるに先ち一戰に平壤を陷れたるは敵軍の遺鋒を我軍の機敏と兩々相比敵して以て勝來の全局を卜知するに足る可し平壤の一戰未だ大に誇る可らずと雖も我艦は此始末に鑑して今後の成行茫だ紙母しきものあるを敢て斷言するなり撮平壤も全く我手に落たるに就ては日本軍は時を移さず北進して敵の國境に侵入するゝみとならん彼の大軍は鴨綠江に到着したるも其海軍は大に敗れて海上の權力既に我に歸したりとすれば彼は孤軍援を失ふたる姿なるのみならず上陸匆々準備の未だ整はざる其中に勝に乘じたる日本精兵の懸軍長驅に進はゞ到底支ふ可きに非ず我軍が一鞭、鴨綠の流を渡して敵境に入るは其だ容易なるが如くなれども更に實地に就て考ふれば彼は海軍の援を失ふたりと雖も其屯在の地は正しく自國の版圖內にして天然の要害に據り防守百般の準備に便利なる其反對に我兵は萬里懸軍、糧食の運搬等は非常の困難にして實際進軍の不便一方ならざるが故にいよ〳〵敵國の境に達して敵軍を追拂ふまでには恐らくは少なからざる時日を要するゝみとならん實際に免れざる所にして尙ほ其上に我邊の聊か掛念なるは每度述べたる如く時日を費す其間には季節漸く冬に入り天塞を僅はすの一事なり彼の支那兵の如き多々ます〳〵恐るゝに足らず又その要害の如きも深く意に介するに足らずと雖も若しも彼の滿州の地方に於て塞氣を名くる天然の敵に遭ふときは假令ひ日本兵の勇を以てするも人爲天然の兩敵を打破りて陸地北京までの進軍は如何ある可きや大に考ふ可き所なり或は滿州の塞氣は實際酷烈なるに相違なけれども敢て人間の運動を妨ぐる程のものに非ず冬季の進軍決して困難ならずとの說もなきに非ず果して然らば其だ妙なれども其邊の事は軍事の當局者に於て疾くに取調べて自から穩當の方略あるゝみとならん北地の嚴寒果して我軍の運動を妨るに足らずとせばいよ〳〵北進して氷雪を踏破り一蹴して北京城を乘取るか又は嚴冬の間に進軍を不利とせば更に方向を轉じ陸海力を合せて冬籠りに便なる或る地方を占領して敵國の海口を封鎖し之を苦しめつゝ來春の快戰を期するか何れにしても其邊の計畫は我當局者に充分の成算あるを疑はざるものなり

官報

○勅令

脫軍艦團隊定員表中追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年九月十九日

海軍大臣　伯爵西鄕從道

○勅令第百六十八號

軍艦團隊定員表中追加ノ件

操江　二三二　二二　一　一　一　二　二　六六五一〇一四二七七九

勅令第百六十八號參照

勅令第百六十八號

軍艦團隊定員表中追加ノ件

操江　大少　大少　少佛國　大少軍　大少主　大少上　軍艦

佐世保鎮守府　大少將　大少軍　大少主　大少上　軍艦

佐世保鎮守府　少佛國　少佛國　少軍　軍　少計　主主等　兵等　樂師　武官　下下等　等等　三二　二二　四等　等等　五四

勅令第百六十八號參照

勅令第二百二十二號軍艦團隊定員表（明治二十六年十二月一日官報）

○告示

○陸軍省告示第十六號

明治二十七年陸軍省告示第八號獻納金取扱手續第三項ノ次ヘ左ノ一項ヲ追加シ第四項以下順次繰下ク

明治二十七年九月二十日

陸軍大臣　伯爵大山巖

四　獻納金ハ其申出ヲ爲シタル後金額ノ增減又ハ取消ヲ請求スルモ之ヲ採用セス

○遞信省告示第百八十四號

長崎縣下肥前國長崎港百ノ尾嶋燈臺ハ本月二十日以後點燈ス

明治二十七年九月二十日　遞信大臣　伯爵黑田清隆

停止ス

明治二十七年九月二十日

遞信大臣　伯爵黑田清隆

雜報

○局外中立條規（前號の續）

第二章　交戰國と局外國との權理義務

（甲）交戰國より局外國に對するの義務

（第一）局外中立國の域內に於て作戰す可らず

（第二）敵對出師の軍艦を局國外の地に於て爲す可らず又局外國の所領に屬する水陸を以て作戰の根據と爲す可らず局外國の海港に於て兵を募り武器軍用品の供給を仰ぐ可らず

（第三）局外國の境に入る敗兵をして武器を殺棄せしむる事、艦洋艦及び其捕獲したる船舶を局外國の海港に入るゝ事、是を其海港に停留せしむる時間の長短及び戰等に關せざる日用品の供給を求る事等は都て局外國の法律に因て定む可きものとす

（第四）局外國の權理を侵す時は必ず之を報償す可し

（乙）局外國より交戰國に對するの義務

局外國より交戰國に對するの義務は萬國公法上頗る未定の問題に屬す何となれば近世に及んで公法家の所論は大に變更し而して慣例法は未だ成立せざればなり試に局外國の遵守す可き實務を擧れば左の如し

（第一）軍勢を以て交戰國を援助せざる事

開戰以前に締結せる條約に因て限ある援助を與ふるゝも今は之を許さず

（第二）敵兵をして局外國の領土を通過せしむるゝを許さず

此事に就ては多少の疑義を免かれず雖も近時の國論并に習慣は之を禁ずるを可とする方に傾向す

（第三）軍艦及び軍器を交戰國に賣るゝを許さず

但し局外國の政府が古器廳具を賣るゝも或は交戰國の手に入るの恐あるが故に禁ず可しと云ふの論は當否未定なり

（第四）交戰國に資財を貸與するを許さず

臣民が私に貸與するの場合には之を止るを要せず又臣民が私に兵器彈藥を賣買する事も敢て止るに及ばず

（第五）局外國の領土に入來る交戰國の兵は其携帶せる武器を盡く投棄せしむ可し又生擒は皆ゝ之を放解す可し

但し局外國の海港に在る交戰國軍艦の乘組人及び其艦上に在る生擒は此限にあらず是等は局外國の干涉す可きものにあらず

（第六）交戰國が局外國の領內に於て兵卒を徵募し出師の準備を爲し若しくは軍艦の水夫を偏入るゝゝ事は之を禁ぜざる可らず

交戰國の船が局外國の主權を侵して敵船を捕獲するか又は其領內に於て船を艤裝して敵船を捕獲するときは其捕獲したる貨物船舶が局外國の管轄地內に來るに當り局外國は之を取押へて元所有主に返還するの義務あり而して是等の案件を審判する局外國の權限に就ては多少の疑議あり交戰國の巡洋艦は局外國の定る法規に從ひ其海港に在りて糧食石炭を賣み破損を修復するゝゝを得

（第七）局外國は自國の臣民が交戰國より敵船捕獲の賞標（Letters of Marque）を受る事、自國領內にて人員が交戰國の募に應じて其兵籍に就く事、遠征軍を起す事、交戰國の募國を去る事、交戰國の義務あり

（第八）局外中立條規の害を及ぼすときは

（丙）局外中立條規の局外國に於て策略を爲するの可否に付ては至るまで英國の意見に因て戰爭を始るの準備をはゞせり然れども其姉妹巡洋艦とが基問題を惹起すに至り

あるゝみと明白となれり

なる條規の定まりたる論點は左の如し

（第一）米國公法家の

ず可しと云ふに在り

く作戰の意思に因て此論は意思を到動際限なき混雜を來

（第二）公法家ホールとす即ち本來作戰禁じ本來貿易用の可しと主張せり

此規則は前に比べきは始め貿易用の

もの多かる可し

千八百七十一年華盛

然たるが爲めに難事ろ難問を增す

は値に提出案件を

して唱道せる論說の

國公法の定則と爲す

（丁）外國服役律

文明諸國は局外中

く其法律の條項萬

ものあり之を

請ふて之を施行

法律寬に過るもの

を避るゝみと能はず

公法にして其國一

乘國の外國服役律

○文壇

本社は一昨日を以て讀者に急報したき無益なる批評を

●海軍大捷

●我軍大勝云々

打電に係る義なり

其筋に就て之れ

實のあるべき

確證すべしと云

而かも老鍛を陽

其筋外を其筋到

如何にも見苦し